



平成 20 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名：大和ハウス工業株式会社
（コード：1925 東証・大証第 1 部）
代表者名：代表取締役社長 村上 健治
問合せ先：取締役常務執行役員 武田 英一
（TEL：06-6342-1398）

上場子会社であるエネサーブ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

大和ハウス工業株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 20 年 5 月 30 日開催の取締役会において、エネサーブ株式会社（以下「対象者」又は「エネサーブ」といいます。）の普通株式を、対象者を完全子会社化することを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

【公開買付けの概要】

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 51.26%（21,221,070 株）を所有しておりますが、今般、対象者を完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（当社が既に所有している対象者株式及び対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりません。

本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、近時の市場株価を上回る価格にてその所有する株式を売却する機会を提供するものです。

なお、対象者取締役会は、平成 20 年 5 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

【公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程】

対象者は、電力使用のピーク部分を発電装置による発電で賄うことによる電力の負荷平準化を行うことで、電力会社の発電効率の向上に寄与するとともに、お客様のエネルギーコストの削減ニーズにお応えするため、昭和 59 年以来、業界に先駆けてオンサイト発電事業を立ち上げ、約 20 年にわたってこれを展開してきました。

しかしながら、対象者は、近年の原油価格の高騰・高止まりに伴う急激なコスト増の影響を大きく受け、平成 18 年 3 月期（第 41 期）には、創業以来、初めて大幅な減益を余儀なくされたことから、当該事業の意義等について様々な角度から検討を重ねた結果、平成 18 年 8 月開催の取締役会において、対象者の主力事業であった A 重油を燃料としたオンサイト発電事業の継続は困難であるとの結論に至り、同事業から撤退することを決議いたしました。そして、平成 19 年 3 月期（第 42 期）において、同事業から撤退するとともに、残る主力事業であるセキュリティ事業及び電力小売事業の事業規模に見合った収益構造とすべく、大規模な人員削減、本社移転、事業所・営業所の統廃合等の経営合理化策を実施いたしました。

対象者は、その後の事業展開の方針について、既存事業であるセキュリティ事業の更なる拡大を図ることに加え、電力小売事業にも注力して事業展開していくとともに、新規事業の構築を経営の重要課題

の一つとして位置付け、再生可能燃料によるオンサイト発電事業、瞬間停電対策、瞬間電圧低下による生産工程への被害対策用機器の販売、リチウムイオン電池を用いた蓄電システム、風力発電、太陽光発電等の分野への進出について検討しました。そして、これらの事業展開の方針を実現するためには、対象者が当社の連結子会社となることが最善の選択であるとの結論に至り、平成19年3月に実施された対象者による当社を引受先とする第三者割当増資及び当社による対象者株式への公開買付けの結果、対象者は平成19年5月18日に当社の連結子会社となりました。

対象者は、当社の連結子会社となった後も、従来の経営理念を引き継ぎ、『企業の心臓を守る電力のドクター』として、電気設備の安全保障、エネルギーコスト低減化と地球環境保全に貢献することを経営の基本方針とし、提案型の総合エネルギーサービス業として社会に幅広く貢献することを目指し、上場会社として株主・投資家の皆様のご期待に応えるよう全社を挙げて業績回復に努めてきました。

その結果、対象者は、平成20年3月期（第43期）において、『変革』をキーワードに、人件費のカットをはじめとする諸経費の節減を継続しつつ事業所への権限委譲を進め、機動的な組織運営を図りながら、既存事業であるセキュリティ事業、電力小売事業等の拡大による収益黒字化を図るとともに、従来の遠隔監視システム（CMS）を大幅に改良し、電力設備監視システムに加えてCO2排出量計測機能を付加した新商品「G-Pacs（ジェネラル・パワー・オート・カウント・システム）」の開発や、G-Pacsから得られるお客様の電気や液体燃料ガスの使用量、二酸化炭素排出量、機器効率等の情報を活用した新たな省エネ・CO2削減機器の提案、販売など新規事業の展開に取り組むことができ、A重油を燃料とするオンサイト発電事業を中心とした従来のビジネスモデルから新しいビジネスモデルへの転換を図ることができました。

対象者としては、かかるビジネスモデルの下でさらに効率的な事業構造を追求していくため、大和ハウスグループ（以下「当社グループ」といいます。）との協業関係をさらに強力に推進することによる業績回復のスピードアップを目標に掲げ、各種の省エネ提案や、エネルギー管理に係る共同事業推進を実施しており、将来的には、リチウムイオン電池を用いた蓄電システムの開発等についても協業を推進してまいります。また、対象者が省エネルギーと環境に注力した事業展開をさらに進め、早期の業績回復を実現し、その企業価値を最大化するためには、対象者が当社グループにおけるエネルギー・環境関連事業において、より一層当社グループとの連携を深め、事業シナジー効果を追求し得る資本関係を構築していくこと、具体的には当社グループの一員として資本関係をより緊密にすることが、最善の選択であるとの結論に至りました。

他方、当社は、当社グループとして、省エネルギー化を推進し、クリーン・エネルギーの利用を促進する事業分野に注力していくという方向性を打ち出しており、同様の方向性を有している対象者との資本関係及び協業関係を強化することが、当社及び当社グループの事業発展に資するものと考えております。

これらの点を踏まえて、当社及び当社グループ関係各社は、対象者との間で協議を重ねてまいりました結果、対象者と当社グループ全体の相乗効果の創出、機動的なグループ内再編の実行、経営資源の最適化及び経営の効率化の観点から、当社は、本公開買付け及びその後の一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

当社は、本完全子会社化手続により、当社グループ内における当社及び対象者の相乗効果をさらに高いレベルで追求すること、また、対象者の経営のスピードと効率を向上させていくことが、可能になると考えております。当社は、今後も、対象者が掲げている経営方針に則り、また、対象者の現経営陣による経営の自主性を尊重しながらも、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、従来以上にグループとして一体性のある総合的な事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

【上場廃止となる見込み及びその事由】

対象者株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（以下「ヘラクレス」といいます。）に上場されております。

しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所及びヘラクレスの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者が本完全子会社化手続により当社の完全子会社となることが予定されておりますので、東京証券取引所及びヘラクレスの上場廃止基準に従い所定の手続を経て、上場廃止となる見込みです。

なお、上場廃止後は、対象者株式は東京証券取引所及びヘラクレスにおいて取引することができなくなります。

【上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況】

当社は、当社と対象者が、今後、エネルギー・環境関連事業において、より一層緊密に連携することにより事業シナジー効果を追求していくためには、かような緊密な連携を容易に実行しうる最適資本関係を形成することが望ましいと判断し、対象者の完全子会社化を行います。この完全子会社化が実現すれば、両社は、共通の価値観の下でより一層緊密な連携をとることが可能となるため、当社グループ内における両社の相乗効果をさらに高いレベルで追求することができるようになるとともに、対象者の経営のスピードと効率性をも向上させていくことが可能になると考えております。

上記の通り、当社は、当社グループ全体の相乗効果の創出、機動的なグループ内再編の実行、経営資源の最適化及び経営の効率化の観点から本完全子会社化手続を実施するものであり、本完全子会社化手続は、対象者の上場廃止を直接の目的とするものではありません。当社は、対象者の株主の利益を保護するべく、下記の方法により、上場廃止となる対象者株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を対象者株主に提供しつつ、対象者を完全子会社化することを企図しております。

【いわゆる二段階買収に関する事項】

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。当社は、上記の通り対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本完全子会社化手続により対象者を完全子会社化することを予定しております。本公開買付けにより、対象者の自己株式を除く、対象者の発行する全ての普通株式を取得できなかった場合には、本公開買付け完了後に、本完全子会社化手続として、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び④上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、⑤本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記①ないし⑤の手続の実施の詳細・時期は現時点では未定です。当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会に関する対象者における基準日設定公告等への協力を対象者に要請する意向を有しております。

本公開買付けが完了し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、当社は本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に1株に

満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが想定されますが、この金銭の額は本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手續等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者株式の所有割合及び当社以外の対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、当社は、対象者に対し、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議の上、会社法の手續に従い、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。）により対象者を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手續又は本完全子会社化手續に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

【公正性を担保するための措置】

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております（なお、当社は、野村證券からは公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。）。買付価格である1株当たり609円は、かかる野村證券による株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格609円は、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における平成20年5月29日の終値である420円に対して45.00%、過去1ヶ月間（平成20年4月30日から平成20年5月29日まで）の終値の単純平均値423円（小数点以下四捨五入）に対して約44.02%（小数点以下第三位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成20年3月3日から平成20年5月29日まで）の終値の単純平均値429円（小数点以下四捨五入）に対して約41.95%（小数点以下第三位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成19年11月30日から平成20年5月29日まで）の終値の単純平均値407円（小数点以下四捨五入）に対して約

49.74%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

一方、対象者の取締役会は、平成20年1月上旬、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCA サヴィアン株式会社（以下「GCA サヴィアン」といいます。）を指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。また、リーガルアドバイザーである西村捷三弁護士及び、社外取締役である田堰良三弁護士より本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定方法等に係る適法性について法的助言を受け、本公開買付けに賛同することが対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議を重ねました。対象者は、平成20年5月29日、GCA サヴィアンより株式価値算定報告書を取得し（なお、対象者は、GCA サヴィアンからは公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していません。）、当社との間で協議を行い、平成20年5月30日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について上記報告書等を参考にしつつ、慎重に検討を重ねました。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主各位に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、下記の通り審議及び決議に参加しなかった取締役1名を除く全5名の取締役の全会一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

さらに、当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日に設定することにより、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保し、これによっても、本公開買付けの公正性を担保しております。

【利益相反を回避するための措置】

当社と対象者との利益相反を回避するため、対象者は、上記の通り、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得するとともに、リーガルアドバイザーからの助言も取得の上、これらを参考に、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断をしております。

また、対象者の取締役会は、平成20年5月30日開催の取締役会において、当社の完全子会社である大和エネルギー株式会社の代表取締役を兼任している社外取締役の松嶋秀和氏は、本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加せず、同氏を除いた取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

なお、当社の取締役を兼任しており、当社において本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、対象者の取締役会における本公開買付けに係る審議に参加しなかった対象者の社外監査役武田英一氏を除いた全ての監査役は、上記取締役会において、本公開買付けに賛成の意見を述べております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	エネサーブ株式会社																					
② 事業内容	電力小売事業 セキュリティ事業（電力設備メンテナンス） 省エネ事業（自家用発電設備の整備及びレンタル）																					
③ 設立年月日	昭和40年12月1日																					
④ 本店所在地	滋賀県大津市月輪二丁目19番6号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木下 賀夫																					
⑥ 資本金	7,629百万円（平成19年9月30日現在）																					
⑦ 大株主及び持株比率	<p style="text-align: right;">（平成19年9月30日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">大和ハウス工業(株)</td> <td style="text-align: right;">50.29%</td> </tr> <tr> <td>チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアーツ アカウント エスクロウ（常任代理人（株）みずほコーポレート 銀行兜町証券決済業務室）</td> <td style="text-align: right;">3.73%</td> </tr> <tr> <td>メロン バンク エービーエヌ アムロ グローバル カストディ エヌブイ（常任代理人 香港上海銀行東京支店）</td> <td style="text-align: right;">2.22%</td> </tr> <tr> <td>モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク （常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社）</td> <td style="text-align: right;">1.90%</td> </tr> <tr> <td>深尾 暢夫</td> <td style="text-align: right;">1.70%</td> </tr> <tr> <td>(株)滋賀銀行</td> <td style="text-align: right;">1.48%</td> </tr> <tr> <td>メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォーイツツ ク ライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション （常任代理人 香港上海銀行東京支店）</td> <td style="text-align: right;">1.39%</td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行(株)（退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）</td> <td style="text-align: right;">1.27%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー （常任代理人（株）みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）</td> <td style="text-align: right;">1.22%</td> </tr> <tr> <td>深尾 勲</td> <td style="text-align: right;">1.21%</td> </tr> </table>		大和ハウス工業(株)	50.29%	チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアーツ アカウント エスクロウ（常任代理人（株）みずほコーポレート 銀行兜町証券決済業務室）	3.73%	メロン バンク エービーエヌ アムロ グローバル カストディ エヌブイ（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.22%	モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク （常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社）	1.90%	深尾 暢夫	1.70%	(株)滋賀銀行	1.48%	メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォーイツツ ク ライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1.39%	野村信託銀行(株)（退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）	1.27%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー （常任代理人（株）みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	1.22%	深尾 勲	1.21%
大和ハウス工業(株)	50.29%																					
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアーツ アカウント エスクロウ（常任代理人（株）みずほコーポレート 銀行兜町証券決済業務室）	3.73%																					
メロン バンク エービーエヌ アムロ グローバル カストディ エヌブイ（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.22%																					
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク （常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社）	1.90%																					
深尾 暢夫	1.70%																					
(株)滋賀銀行	1.48%																					
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォーイツツ ク ライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1.39%																					
野村信託銀行(株)（退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）	1.27%																					
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー （常任代理人（株）みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	1.22%																					
深尾 勲	1.21%																					
⑧ 買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社は、平成20年5月30日現在、対象者の発行済株式総数の51.26%を所有しております。																				
	人的関係	当社の完全子会社である大和エネルギー株式会社の代表取締役である松嶋秀和氏が、対象者の社外取締役を兼任しております。また、当社の取締役である武田英一氏が、対象者の監査役を兼任しております。																				
	取引関係	当社は対象者より小売電力を購入しております。また、対象者は当社との間で消費寄託契約を締結しております。																				
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年6月10日(火曜日)から平成20年7月22日(火曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1株につき 609円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、買付価格の決定にあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関でもある野村證券より平成20年5月29日に提出された株式価値算定書を参考にしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価の動向に基づく市場株価平均法、収益性基準に基づくディスカунティッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

・市場株価平均法： 412円から426円

株価採用期間		1株当たり株式価値
算定基準日終値	平成20年5月28日	412円
直近1週間平均	平成20年5月22日～5月28日	426円
直近の重要事実公表日以降13営業日 平均(注)	平成20年5月12日～5月28日	422円
算定結果		412円-426円

(注) 直近の重要事実とは、平成20年5月9日に対象者より公表された「平成20年3月期決算短信」を指しております。

・DCF法： 591円から609円

当社は、野村證券による株式価値算定書の各手法の算定結果を慎重に検討いたしました。その結果、当社は、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し、対象者における今後の事業展開の予想及び過去に行われた発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における公開買付価格決定の際に、当該公開買付けに係る対象者株式の市場株価の平均に付与されたプレミアムの実績等も勘案し、対象者株主に対してプレミアムを加えた買付価格を提示することが相当と判断し、さらに、対象者との協議・交渉の結果を勘案し、平成20年5月30日に、DCF法による算定結果の最高値である609円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、東京証券取引所市場第一部における平成20年5月29日の対象者株式の終値である420円に対して45.00%、平成20年5月29日までの対象者株式の終値の過去1ヶ月間(平成20年4月30日から平成20年5月29日まで)の終値の単純平均値423円(小数点以下四捨五入)に対して約44.02%(小数点以下第三位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成20年3月3日から平成20年5月29日まで)の終値の単純平均値429円(小数点以下四捨五入)に対して約41.95%(小数点以下第三位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成19年11月30日から平成20年5月29日まで)の終値の単純平均値407円(小数点以下四捨五入)に対して約49.74%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを加えた金額です。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る過程)

当社グループでは、省エネルギー化を推進し、クリーン・エネルギーの利用を促進する事業分野に注力していくという方向性を打ち出しており、対象者も同様の方向性を有しております。対象者としても、省エネルギーと環境に注力した事業展開をさらに進め、早期の業績回復を実現し、その企業価値を最大化するためには、対象者が当社グループにおけるエネルギー・環境関連事業において、より一層グループ各社との連携を深め、事業シナジー効果を追求し得る資本関係を構築していくこと、具体的には当社グループの一員として資本関係をより緊密にすることが、最善の選択であるとの結論に至りました。

当社は、平成19年12月上旬から、対象者と当社グループ全体の相乗効果の創出、機動的なグループ内再編の実行、経営資源の最適化及び経営の効率化を目的として、対象者の完全子会社化の検討を開始いたしました。対象者の完全子会社化の実行を検討するにあたり、当社は対象者の株式価値の算定を開始するため、平成20年1月下旬に第三者算定機関として野村證券を選任し、野村證券に対して対象者の株式価値の算定を依頼した結果、平成20年5月29日付で野村證券から株式価値算定書を受領しています。株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

- ・市場株価平均法： 412円から426円

株価採用期間		1株当たり株式価値
算定基準日終値	平成20年5月28日	412円
直近1週間平均	平成20年5月22日～5月28日	426円
直近の重要事実公表日以降13営業日平均(注)	平成20年5月12日～5月28日	422円
算定結果		412円-426円

(注) 直近の重要事実とは、平成20年5月9日に対象者より公表された「平成20年3月期決算短信」を指しております。

- ・DCF法： 591円から609円

これらを基に、当社は、野村證券による株式価値算定書の各手法の算定結果を慎重に検討いたしました。その結果、当社は、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し、対象者における今後の事業展開の予想及び過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における公開買付け価格決定の際の、対象者株式の市場株価の平均に付与されたプレミアムの実績等も勘案し、対象者株主に対してプレミアムを加えた買付価格を提示することが相当と判断し、さらに、対象者との協議・交渉の結果を勘案し、平成20年5月30日に、DCF法による算定結果の最高値である609円を買付価格とすることを決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置について)

対象者の取締役会は、平成20年1月上旬、第三者算定機関としてGCAサヴィアンを指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。また、対象者の取締役会は、リーガルアドバイザーである西村捷三弁護士及び、社外取締役である田塚良三弁護士より本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定方法等に係る適法性について法的助言を受け、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議を重ねました。対象者は、平成20年5月29日、GCAサヴィアンより株式価値算定報告書を取得し、当社との間で協議を行い、平成20年5月30日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について上記報告書等を参考にしつつ、慎重に検討した結果、本公開

買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主各位に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断して本公開買付けに賛同し、かつ、対象者株主各位が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行うに至りました。

また、対象者の取締役会は、平成20年5月30日開催の取締役会において、当社の完全子会社である大和エネルギー株式会社の代表取締役を兼任している社外取締役の松嶋秀和氏は、本公開買付けに関与する立場にあることを理由に、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加せず、同氏を除いた取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

なお、当社の取締役を兼任しており、当社において本公開買付けに関与する立場にあることを理由に、対象者の取締役会における本公開買付けに係る審議に参加しなかった対象者の社外監査役武田英一氏を除いた全ての監査役は、上記取締役会において、本公開買付けに賛成の意見を述べております。

③ 算定機関との関係

野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した買付予定の下限	③ 株式に換算した買付予定の上限
株 券	20,160,292 株	一株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株	一株
合 計	20,160,292 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)は、「株式に換算した買付予定数」に記載している通り対象者が平成19年12月25日に提出した第43期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数(41,400,750株)から平成19年9月30日現在において対象者が所有する自己株式数(19,388株)及び本日現在において当社が所有する株式数(21,221,070株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人(後記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	212,210 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.28%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)

買付予定の株券等に係る議決権の数	201,602 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	413,017 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (20,160,292 株) に係る議決権の数を記載しております。「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は本日現在未定ですが、公開買付け期間の開始日である平成 20 年 6 月 10 日までに調査の上開示する予定です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 19 年 12 月 25 日に提出した第 43 期中半期報告書に記載された平成 19 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの) です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成 19 年 9 月 30 日現在の単元未満株式の数 79,750 株から、平成 19 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する単元未満自己株式 88 株を控除した 79,662 株に係る議決権の数である 796 個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を 413,813 個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 12,278 百万円

(注) 「買付代金」には、買付予定数 (20,160,292 株) に 1 株当たりの買付価格 (609 円) を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
平成 20 年 7 月 29 日 (火曜日)

③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、送金等の方法によりお支払いします。

④ 株券等の返還方法
後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人 (もしくは公開買付代理人を通じて保管振替機構) により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法 (以下「法」といいます。) 第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容
買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村證券株式会社全国各支店）

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成20年6月10日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが、当社の平成21年3月期業績予想に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成20年5月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

② 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者は、電力使用のピーク部分を発電装置による発電で賄うことによる電力の負荷平準化を行うことで、電力会社の発電効率の向上に寄与するとともに、お客様のエネルギーコストの削減ニーズにお応えするため、昭和59年以来、業界に先駆けてオンサイト発電事業を立ち上げ、約20年にわたってこれを展開してきました。

しかしながら、対象者は、近年の原油価格の高騰・高止まりに伴う急激なコスト増の影響を大きく受け、平成18年3月期（第41期）には、創業以来、初めて大幅な減益を余儀なくされたことから、当該事業の意義等について様々な角度から検討を重ねた結果、平成18年8月開催の取締役会において、対象者の主力事業であったA重油を燃料としたオンサイト発電事業の継続は困難であるとの結論に至り、同事業から撤退することを決議いたしました。そして、平成19年3月期（第42期）において、同事業から撤退するとともに、残る主力事業であるセキュリティ事業及び電力小売事業の事業規模に見合った収益構造とすべく、大規模な人員削減、本社移転、事業所・営業所の統廃合等の経営合理化策を実施いたしました。

対象者は、その後の事業展開の方針について、既存事業であるセキュリティ事業の更なる拡大を図ることに加え、電力小売事業にも注力して事業展開していくとともに、新規事業の構築を経営の重要課題の一つとして位置付け、再生可能燃料によるオンサイト発電事業、瞬間停電対策、瞬間電圧低下による生産工程への被害対策用機器の販売、リチウムイオン電池を用いた蓄電システム、風力発電、太陽光発電等の分野への進出について検討しました。そして、これらの事業展開の方針を実現するためには、対象者が当社の連結子会社となることが最善の選択であるとの結論に至り、平成19年3月に実施された対象者による当社を引受先とする第三者割当増資及び当社による対象者株式への公開買付けの結果、対象者は平成19年5月18日に当社の連結子会社となりました。

対象者は、当社の連結子会社となった後も、従来の経営理念を引き継ぎ、『企業の心臓を守る電力のドクター』として、電気設備の安全保障、エネルギーコスト低減化と地球環境保全に貢献することを経

営の基本方針とし、提案型の総合エネルギーサービス業として社会に幅広く貢献することを目標に、上場会社として株主・投資家の皆様のご期待に応えるよう全社を挙げて業績回復に努めてきました。

その結果、対象者は、平成20年3月期（第43期）において、『変革』をキーワードに、人件費のカットをはじめとする諸経費の節減を継続しつつ事業所への権限委譲を進め、機動的な組織運営を図りながら、既存事業であるセキュリティ事業、電力小売事業等の拡大による収益黒字化を図るとともに、従来の遠隔監視システム（CMS）を大幅に改良し、電力設備監視システムに加えてCO2排出量計測機能を付加した新商品「G-Pacs（ジェネラル・パワー・オート・カウント・システム）」の開発や、G-Pacsから得られるお客様の電気や液体燃料ガスの使用量、二酸化炭素排出量、機器効率等の情報を活用した新たな省エネ・CO2削減機器の提案、販売など新規事業の展開に取り組むことができ、A重油を燃料とするオンサイト発電事業を中心とした従来のビジネスモデルから新しいビジネスモデルへの転換を図ることができました。

対象者としては、かかるビジネスモデルの下でさらに効率的な事業構造を追求していくため、当社グループとの協業関係をさらに強力に推進することによる業績回復のスピードアップを目標に掲げ、各種の省エネ提案や、エネルギー管理に係る共同事業推進を実施しており、将来的には、リチウムイオン電池を用いた蓄電システムの開発等についても協業を推進してまいります。また、対象者が省エネルギーと環境に注力した事業展開をさらに進め、早期の業績回復を実現し、その企業価値を最大化するためには、対象者が当社グループにおけるエネルギー・環境関連事業において、より一層当社グループとの連携を深め、事業シナジー効果を追求し得る資本関係を構築していくこと、具体的には当社グループの一員として資本関係をより緊密にすることが、最善の選択であるとの結論に至りました。

他方、当社は、当社グループとして、省エネルギー化を推進し、クリーン・エネルギーの利用を促進する事業分野に注力していくという方向性を打ち出しており、同様の方向性を有している対象者との資本関係及び協業関係を強化することが、当社及び当社グループの事業発展に資するものと考えております。

これらの点を踏まえて、当社及び当社グループ関係各社は、対象者との間で協議を重ねてまいりました結果、対象者と当社グループ全体の相乗効果の創出、機動的なグループ内再編の実行、経営資源の最適化及び経営の効率化の観点から、当社は、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

当社は、本完全子会社化手続により、当社グループ内における当社及び対象者の相乗効果をさらに高いレベルで追求すること、また、対象者の経営のスピードと効率を向上させていくことが、可能になると考えております。当社は、今後も、対象者が掲げている経営方針に則り、また、対象者の現経営陣による経営の自主性を尊重しながらも、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、従来以上にグループとして一体性のある総合的な事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

③ 利益相反を回避するための措置

当社と対象者との利益相反を回避するため、対象者は、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得するとともに、リーガルアドバイザーからの助言も取得の上、これらを参考に、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断をしております。

また、対象者の取締役会は、平成20年5月30日開催の取締役会において、当社の完全子会社である大和エネルギー株式会社の代表取締役を兼任している社外取締役の松嶋秀和氏は、本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加せず、同氏を除いた取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

なお、当社の取締役を兼任しており、当社において本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、対象者の取締役会における本公開買付けに係る審議に参加しなかった対象者の社外監査役武田英一氏を除いた全ての監査役は、上記取締役会において、本公開買付けに賛成の意見を述べております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 20 年 5 月 9 日に、東京証券取引所及び大阪証券取引所において平成 20 年 3 月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の個別損益状況等は以下の通りです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況 (個別)

決算年月	平成 20 年 3 月期 (第 43 期)
売上高 (千円)	8, 103, 731
売上原価 (千円)	6, 323, 262
販売費及び一般管理費 (千円)	1, 747, 658
営業外収益 (千円)	2, 113, 947
営業外費用 (千円)	1, 839, 013
当期純利益 (千円)	307, 229

② 1 株当たりの状況 (個別)

決算年月	平成 20 年 3 月期 (第 43 期)
1 株当たり当期純利益 (円)	7. 40
1 株当たり配当額 (円)	—
1 株当たり純資産額 (円)	775. 58

以 上

※このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、エネサーブ株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

※エネサーブ株式会社の株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

※国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。